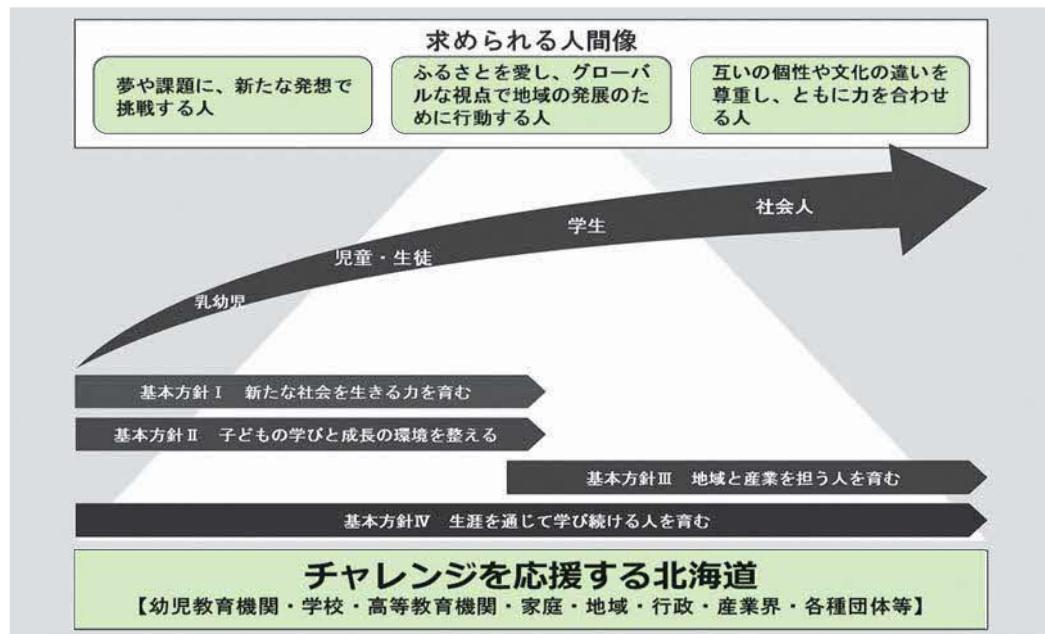


北海道総合教育大綱



基本方針 I 新たな社会を生きる力を育む

○特別支援教育の充実

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、教育環境の整備・充実と、ICTを活用した就労などの多様な働き方に合わせたきめ細かな取組など、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。

北海道教育推進計画

施策項目2 特別支援教育の充実

■ 施策の方向性

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対して、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、各学校間はもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備を進めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進します。

特別支援教育に関する基本方針

第2章 特別支援教育の推進に関する基本的な考え方

- 道と各市町村の連携による特別支援教育の推進
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実
- 地域社会における障がい者理解・相互理解の推進
- 切れ目のない一貫した指導や支援に向けた特別支援教育の推進
- 高い専門性に基づく特別支援教育の推進
- 就学等の仕組みの確立や基礎的環境整備等の推進
- 学校における合理的配慮の提供
- 学校における主体的な取組への支援
- ICTの活用
- 教育環境の整備・充実

(項目のみ抜粋)

北海道の特別支援教育

北海道教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の教育を行うため67校の道立特別支援学校を設置しており、国立1校、市立5校、私立1校を合わせると、**道内の特別支援学校は74校**となります。

道立特別支援学校67校中41校には、学校から遠隔地に居住する通学困難な幼児児童生徒のため寄宿舎を設置しているほか、自宅から特別支援学校に通学する児童生徒のためスクールバスを運行するなど、通学の支援や安全確保に努めています。

また、障がいの状態により通学することや寄宿舎生活が困難な児童生徒の教育機会を確保するため、特別支援学校の教員を家庭や病院・施設（重症心身障害児施設等）に派遣する**訪問教育**を行っています。

これらの障がいのある幼児児童生徒の教育の特色は、少人数の学級で一人一人の障がいの状態や発達の段階・特性等に応じてよりよい環境を整え、その可能性を最大限に伸ばせるよう、教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進していることです。

特に、自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、調和のとれた心身の発達の基盤を培う**自立活動の指導**は、特色ある教育活動の一つです。



自立活動
～歩行指導～
(札幌視覚支援学校)

小学校及び中学校には、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のため、弱視や難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がいの**特別支援学級**が設置されているほか、普段は通常の学級で指導を受け、週に数時間、特別の指導の場で自立活動を中心とした特別の指導を受ける**通級による指導**も行われています。

また、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても、通級による指導を実施しており、実施校の取組を通して**自立や社会参加を図るために必要な能力の育成**などにつながることが期待されています。

さらに、特別支援学校や特別支援学級では、幼児児童生徒の経験を拡充し、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、地域の人々との交流や、小・中学校等の児童生徒との**交流及び共同学習**を進めており、幼児児童生徒の思いやりの気持ちを育んだり、障がいのある幼児児童生徒に対する理解を深めたりする機会となっています。



交流及び共同学習
～高齢者施設への壁面飾りの贈呈～
(室蘭養護学校)